

土地の埋立て等に関する技術基準

第 1 趣 旨

この基準は、函館市土地の埋立て等に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第 5 条に規定する埋立て等に関し必要な事項を定める。

第 2 定 義

この基準における用語の定義は、法令等に定めのあるもののほか、指導要綱第 2 条に定めるところによる。

第 3 技術基準

埋立て等に関する技術基準は、次の各号に定めるものとする。

(1) 埋立て工および盛土工

ア 施工する箇所に草木等があるときは、すべて伐採および除根すること。ただし、指導要綱の施行の際既に埋立て等が行われた土地の部分（以下「既存部分」という。）については、この限りでない。

イ 斜面状の原地盤若しくは既存部分に施工するときは、その原地盤若しくは既存部分に段切りをすること。ただし、既存部分については、この限りでない。

ウ 法面の勾配は、30 度以下とすること。ただし、すべり破壊等を検討した場合については、その検討結果により判断できるものとする。

エ ウの規定に係わらず、既存部分の法面勾配については、相当であると認められる限度において、法面の改良を行うこと。

オ 厚さ 45 センチメートル以下で敷き均し、水平薄層転圧による十分な締固めを行うものとする。ただし、既存部分については、この限りでない。

カ 高さが 5 メートルを超える盛土による法面が生ずるときは、当該高さ 5 メートル以内ごとに小段を設けること。

キ カの規定に係わらず、既存部分の法面については、相当であると認められる限度において、小段を設けること。

ク 隣接地への表層土の流出を防止するため、埋立てや盛土下端に

安全幅や必要に応じ流出止めえん堤または沈砂池などを設置すること。

ケ クの規定に係わらず，既存部分については，相当であると認められる限度において，流出防止策を講ずること。

コ 法面上部の雨水その他の地表水を法面内に流入させないようにすること。

サ 埋立て等と一連の行為として切土工を行う場合は，当該切土の法面の勾配を30度以下とし，法面勾配以外は道路土工要綱および宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）その他の法令による技術的基準を準用すること。また，隣接地の安全を確保するため，切土上部に安全幅を設けるなど，必要な措置を講ずること。

シ サの規定に係わらず，既存部分の法面については，相当であると認められる限度において，法面の改良を行うこと。

(2) 排水施設

ア 雨水その他の地表水を排除することができるよう，必要な排水施設を設置すること。

イ 小段および法尻には，表面排水施設を設置すること。

ウ 湧水等がある場合は，必要に応じて暗渠排水（有孔管等）を設置すること。

エ 水路等へ放流する場合は，その水路等に及ぼす影響および水質等を勘案し，必要な措置を講ずること。ただし，既存部分については，この限りでない。

オ 放流にあたっては，放流先の施設管理者および土地所有者等と十分な協議を行うこと。ただし，既存部分については，この限りでない。

(3) 構造物工

構造物を設置する場合は，道路土工要綱および宅地造成等規制法その他の法令による技術的基準を準用すること。

(4) 緑化

ア 施工する箇所以外の事業区域内に所在する樹木については，適切に保存すること。

イ 埋立て等により生じた完了後の地盤面については，周辺の自然

環境に即した植栽を行うなど，全面緑化を原則として，速やかに適切な措置を講ずること。

(5) 保 安

ア 事業区域内に埋立て等関係者以外の者がみだりに立ち入るのを防止するため，必要な措置を講ずること。

イ 出入り口は，原則として1箇所とすること。ただし，既存部分については，この限りでない。

(6) その他

その他，技術基準の定めがない事項が生じたときは，必要に応じて道路土工要綱および宅地造成等規制法その他の法令による技術的基準を準用すること。